

吹田市水道部公告第55号

庁内ネットワーク接続パソコンの購入に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年8月31日

吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長 原田 有紀

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 入札対象物品 庁内ネットワーク接続パソコン
- 2 購入数量 購入仕様書及び選定仕様書に記載のとおり
- 3 納入場所 吹田市水道部庁舎（吹田市南吹田3丁目3番60号）及び片山浄水所（吹田市朝日が丘町26番10号）
- 4 納入期限 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- 5 最低制限価格 設定しない
- 6 入札回数 2回まで
- 7 入札の保証
 入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を納付しなければならない。
- 8 契約の保証
 落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
 - （4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出
- 9 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「事務機器・OA機器」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 官公庁（国、地方公共団体、独立行政法人）が発注したシステム機器の納品（リース及び賃貸借契約に基づく納入を含む。）を履行した実績がある者であること。（納品が入札参加資格確認申請日までに完了していること。）
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (7) ISO27001 認証又はプライバシーマーク認証を取得している者であること。

10 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す書類を提出し、本市水道部の確認を受けなければならない。

- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 受注実績が確認できる書類（契約書・仕様書の写し、納入機器一覧等）

ウ ISO27001 認証又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し

- (3) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和8年8月31日（月）から令和8年9月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出先

（郵送の場合） 〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ （住所の記載は不要）

（持参の場合） 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室

（電子メールの場合） sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

ウ 申請書類の取得方法

吹田市のホームページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞水道部契約・入札情報＞物品・修繕・委託業務等＞2026年度一般競争入札（物品・修繕・委託業務等）一覧（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。

エ その他

（ア）申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された申請書類は、返却しない。

（ウ）申請書類は持参、電子メール（送信後は電話により到着確認を行うこと。）又は郵

送（配達記録が残るものに限る。）で（３）アに記載する期間内に必着のこと。

（４）入札参加資格の確認結果は、令和８年９月１８日（金）までに申請者へメールにより通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

（５）期限までに申請書類を提出しない者又は本市水道部が入札参加資格なしと認めた者は、本入札に参加することができない。

11 現場説明会 現場説明会は開催しない。

12 質疑及び回答

（１）質疑受付期間

令和８年８月３１日（月）から令和８年９月７日（月）午後３時まで、件名を「質疑 庁内ネットワーク接続パソコンの購入」とし、電子メールにより受け付ける。

質疑書の様式（様式２）はホームページからダウンロードすること。受付メールアドレスは「25 問い合わせ先」のとおり。

（２）回答期日

令和８年９月１１日（金）午後５時までにホームページに掲載する。質疑がなかった場合もその旨、掲載する。

13 入札日時及び入札場所

日時 令和８年９月３０日（水） 午後１時３０分

場所 吹田市南吹田３丁目３番６０号 吹田市水道部 本館４階 入札室

代理人をして入札に参加する場合の委任状（様式４）、また、入札書（様式５）をホームページからダウンロードし使用すること。

14 入札方法

（１）郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

（２）入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は２回までとする。

（３）再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

15 入札の辞退

入札参加資格確認申請書類を提出した後、入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届（様式３）を提出するものとする。

入札辞退届の様式はホームページからダウンロードすること。

16 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

17 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市水道部により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「9 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 落札者の決定

- （１）有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- （２）落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- （３）書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- （４）入札参加者が２者に満たない場合も入札は成立するものとする。
- （５）落札者は本案件に係る内訳書を提出すること。

19 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 6）を提出すること。

20 落札決定の取消し

- （１）吹田市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - ウ 入札心得書第 1 1 条第 1 1 号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ 正当な理由がなく、入札心得書第 1 4 条に定める期間内に契約を締結しないとき
- （２）（１）のアからエの規定により落札決定を取り消したことについて、本市水道部は一切の責めを負わないものとする。

21 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

22 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

23 契約予定日

令和8年10月8日（木）

24 その他

- （１）入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書、仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- （２）当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、ホームページへ提示するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

25 問い合わせ先

吹田市水道部企画室経理グループ（水道部本館３階）

住所 〒564－8551 吹田市南吹田３丁目３番６０号

電話 （０６）６３８４－１２５３（直通）

FAX （０６）６３８４－１９０２

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp